

2019年10月25日

各 位



台風19号に伴う停電地域にお住まいのお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの台風19号により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
株式会社ミツウロコヴェッセルは、台風19号の影響により当社供給区域において災害救助法が適用された地域のうち、被災されたお客様からの申し出に応じて、下記の通り特別措置を実施いたします。

記

1. 対象者

当社と電気のご契約をされているお客様

2. 対象地域

災害救助法が適用された地域

岩手県6市5町3村、宮城県14市20町1村、福島県12市26町12村、
茨城県20市3町、栃木県10市4町、群馬県11市11町4村、埼玉県21市18町1村、
千葉県25市15町1村、東京都6区15市3町1村、神奈川県11市7町1村、
新潟県3市、山梨県10市6町4村、長野県16市14町14村、静岡県1市1町および
当該地域に隣接する地域

■参考

内閣府発表_災害救助法の適用状況

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

* 「災害救助法の適用都道府県」は、適宜更新されますので、最新の状況については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

3. 特別措置の内容

①支払期日の1ヵ月延長

・2019年9月分※、10月分、11月分および12月分の電気料金について、支払期日（検針日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

※ 9月分については、支払期日が災害救助法の適用日（10月12日）以降となる地域にお住まいの方が対象となります。

②不適用月の電気料金の免除

・被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

③被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

・災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2020年4月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

④工事費負担金の免除

・被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で2020年4月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

⑤臨時工事費の免除

・被災されたお客さまが、2020年4月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

⑥被災されたお客さまが、2020年4月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料は申し受けません。

4. 特別措置の申込み方法 当社までご連絡ください。

お問合せ・お申込み先

株式会社ミツウロコヴェッセル

住所 東京都中央区京橋三丁目1番1号

電話 0800-300-0326 受付時間 9:00-19:00(日・祝日を除く)

ミツウロコでんき受付センター